市民委員会資料

- 2 所管事務の調査 (報告)
- (1) 川崎市民プラザにおける施設の有効活用及び制度の見直し(案) について
 - 資料1 川崎市民プラザにおける施設の有効活用及び制度の 見直し(案)について
 - 資料2 パブリックコメント手続用資料

市民・こども局 (平成26年2月13日)

川崎市民プラザにおける 施設の有効活用及び制度の見直し(案)について

【目的と背景】

川崎市民プラザは、財団法人川崎市指定都市記念事業公社の解散に伴い、新たに「市民の健康の増進及び文化の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与する」ことを設置目的とした条例を制定し、平成24年4月から公の施設として、指定管理者制度を導入し管理運営を行っています。

公の施設とするにあたり、以下のとおり、一部の見直しを行い、当面は公社運営時の利用形態を継続して管理運営を行うこととし、併せて中長期的な視点で今後のあり方を検討するため、第1期の指定管理期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間としました。

- ○指定管理者制度導入時の一部の見直し内容
 - 1 宿泊業務を廃止し、指定管理者に提案を求め、施設の有効活用を図った。
 - 2 温水プールの個人利用について、2時間の総入替制から2時間の時間料金制に変更。
 - 3 浴室について、年齢制限等の撤廃(60歳未満は有料)、利用可能時間の延長。 (延長時間は、午後4時から午後9時までの5時間)

これらの状況を踏まえて、市内公共施設のスポーツセンター等の類似施設との公平 性の観点や利用者サービスの向上などを図るため、以下の見直しを次期の指定管理期間である平成27年4月1日から行うものです。

- 1 浴室の利用時間の変更
- 2 駐車場有料化
- 3 体育室の利用時間区分の変更
- 4 トレーニング室への時間料金制導入

1 「浴室の利用時間の変更による利用実態に合わせた運営」について

見直しを行う内容

- ○指定管理者制度導入時に利用可能時間を延長しましたが、利用実態に合わせた費用 対効果を考慮し、2時間短縮します。
- ○各時間帯の利用状況(平成25年度上半期)
- ※()内は1日あたりの平均利用人数

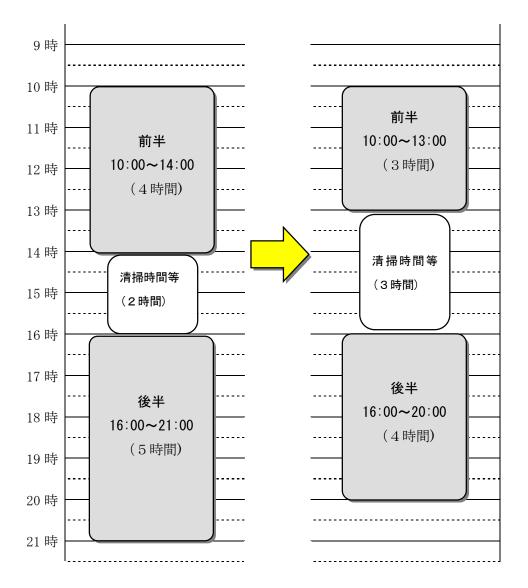
【前半】		【後半】		
10時~11時	22.8%(84人)	16時~17時	15.	0% (55人)
11時~12時	12.2%(45人)	17時~18時	12.	1% (44人)
12時~13時	9.8% (36人)	18時~19時	10.	5% (38人)
13時~14時	4. 3% (16人)	19時~20時	9.	6% (35人)
		20時~21時	3.	7% (14人)

○短縮時間は、利用率が低い「前半」・「後半」の最後の各1時間。

資料 1

〔 現在の利用時間区分 〕

[変更後の利用時間区分]



2 「駐車場有料化による受益者負担の公平性の確保及び市有財産の 有効活用」について

見直しを行う内容

- ○現在、市内スポーツセンター等の類似施設では、来館者が利用する駐車場は有料となっていますが、市民プラザの駐車場は無料であるため、受益者負担の公平性確保及び「市有財産を有効に活用するための基本方針」の趣旨を踏まえ、一定時間は無料とし、一定時間の経過後は有料とします。
- ○料金の設定は、近傍の有料駐車場を参考とし、適正な料金となるよう検討します。
- ※ なお、市民プラザについては、民間事業者が管理運営を行う指定管理者制度を導入しているため、駐車場についても指定管理者により適正利用を推進することとします。

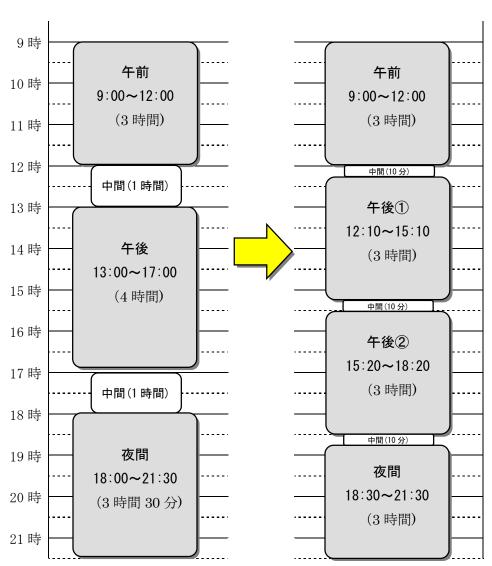
3 「体育室の利用時間区分の見直しによる利用機会の拡充」について

見直しを行う内容

- ○現在、市民プラザの体育室では、利用できる時間帯を、①「午前:9 時~12 時(3 時間)」、②「午後:13 時~17 時(4 時間)」、③「夜間:18 時~21 時 30 分(3 時間 30 分)」の3 区分とし、各区分の間に施設の点検整備等のための「中間時間」を各1 時間設けています。
- 〇この1時間の中間時間の見直しと1区分当たりの利用時間を見直すことで、**利用時間区分を1日当たり4区分**とし、利用機会の拡充を図ります。
- ※この変更を行うことにより、平成26年度から同区分で運営するスポーツセンター 等の類似施設と同じ対応を図ることができます。

〔 現在の利用時間区分 〕

〔 変更後の利用時間区分 〕



4 「トレーニング室への時間料金制導入による利用者サービスの向上」 について

見直しを行う内容

- ○現在、市民プラザのトレーニング室では、利用できる時間帯を、①「午前:9 時~12 時(3 時間)」、②「午後:13 時~17 時(4 時間)」、③「夜間:18 時~21 時 30 分(3 時間 30 分)」の3 区分とし、各区分の間に施設の点検整備等のための「中間時間」を1 時間設けています。
- ○この「中間時間」は原則として市民の利用に供していないため、この中間時間を廃止し、**1回の利用を3時間とする時間料金制**を導入することにより、利用者サービスの向上を図ります。

【スケジュール】

○見直し実施時期

平成27年4月1日の利用分から

- ※体育室の団体利用については、平成26年12月17日から新区分での利用予約を開始します。
- ○見直しに向け、市政だよりや市ホームページ、市民プラザの利用者へのチラシ配布 などを行い、広くお知らせをします。

川崎市民プラザにおける施設の有効活用 及び制度の見直し(案)について

市民の皆様の御意見を募集します

川崎市民プラザは、「文化」と「健康」の総合施設として昭和54年に開設し、平成24年4月からは川崎市の公の施設として、多くの市民の方に御利用いただいています。

このたび、川崎市民プラザの設置目的である「市民の健康増進及び文化の振興、市民相互の交流の機会の提供」をより一層図るとともに、公平性の確保及びサービス向上のため、施設の更なる有効活用と制度の一部見直しを検討しています。

つきましては、川崎市民プラザにおける施設の有効活用及び制度の見直し(案)について市民の 皆様の御意見を募集します。

1 意見募集期間

平成26(2014)年2月17日(月)~3月20日(木)

※郵送の場合は3月20日(木)の消印有効です

※持参の場合は、土日祝日を除く、8時30分から17時15分までにお持ちください

2 資料の閲覧場所

各区役所、橘出張所、川崎市民プラザ、市民・こども局市民生活部庶務課、かわさき情報 プラザ

※市のホームページからもご覧いただけます

3 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール(市ホームページのパブリックコメント専用フォーム利用)、持参 ※意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表 者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

4 提出先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎東館2階)

川崎市市民・こども局市民生活部庶務課

FAX: 044-200-3911

5 注意事項

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、 管理されます。
- 御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- 電話や口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

【問い合わせ先】

川崎市市民・こども局市民生活部庶務課 電 話:044-200-2246

FAX: 044-200-3911